

意教上人伝攷（上）

甲 田 宥 畔

はじめに

密教大辞典に見える意教上人頼賢の伝は『伝灯広録』の記事（『続真言宗全書』33、四六六上以下）を要約したものであって、今日これを定説として関連の論考がなされる場合があるが、資料をたどると広録所載の記事には不審点や誤謬が浮かび上がって来る。これは同書の全般について言えることであるが、併し一面史実をも含んでいるから、他に資料のない場合はこれに依り、次下に挙げる資料に基づいて、三宝院流意教方の祖として名高い意教上人の伝記を能う限り明らかにしたい。

- 1、血脈類聚記 十三卷 元瑜（二二三八～一三二九）撰（『真言宗全書』39、本文中「類聚記」と略す）
- 2、醍醐寺蔵『伝法灌頂師資相承血脈（乙）』 一卷
鎌倉後期、醍醐関係者の手になるものと思われ、『醍醐寺文化財研究紀要』第一号に築島裕氏による全文翻刻がある（「醍醐本血脈」と略す）。
- 3、血脈鈔 二卷 杲宝（二二〇六～一三六〇）撰（『続真言宗全書』25）

- 4、証談鈔 二巻 嘉暦元年（二三二六）頃実融口賢融記（写本、高野山大学図書館真別処寄託本、文政六年隆鎮写）
- 5、東寺真言宗血脈 一巻 至徳三年（一三八六）宥信記（『統真言宗全書』25、「成合記」と略す）
- 6、鎌倉鷲峰法流伝来記 一巻 応永二十九年（一四三二）思正記
鎌倉覺園寺伝来の法流相承について記したもので、『金沢文庫研究紀要』第一号（昭和三十六年）に、当時の文庫長熊原政男氏による全文翻刻がある（「鷲峰伝来記」と略す）。
- 7、夕間記 一巻 成雄（二三八一―一四五二）口（写本）
『統真言宗全書』25収録の『血脈記』と殆ど同内容。又は「諸流相承事」「諸流夕間記」とも題する。
- 8、三宝院三代付法記 一巻（写本、個人蔵本）
主に頼賢・賢静・憲淳の師資三代について記したものの。奥書に「右此抄且為師資報恩謝徳抄之云々、時及末代間上古法則為覺知書之、隆勝記之」とあるが、本文中に隆勝（憲淳の資）本人の記事が見えるので、記述そのものから判断して醍醐本寺の人の手になるものではなく、先の「証談鈔」や「成合記」を元にした後世の編作と考えられる。
- 9、本朝高僧伝 七十五巻 師蠻撰（『日本仏教全書』）
- 10、宝寿院聖教目録 六冊 昭和四年中野達慧編
- 11、金剛三昧院毘張藏聖教目録 七冊 中野達慧編
右二部は高野山塔頭寺院の蔵書目録（高野山大学図書館所蔵）。それぞれ「宝寿院」「金剛三昧院」と略す。
- 12、真福寺善本目録・続輯 一冊 昭和十一年黒板勝美編
- 13、金沢文庫古文書 全十二輯（内、第八・九仏事篇（古文書）、第十〜十二識語篇、「金沢」と略す）
- 14、東密諸法流印信類聚 全二十二巻 野沢諸法流印信類聚刊行会編（「印信類聚」と略す）
- 15、意教上人御臨終記 一巻（写本、高野山大学図書館真別処寄託本）

これら以外の資料については、その都度示すことにする。

〔付記〕 引用文中、／は改行のしるし、() は細字又は割注の文字を括り、(※) は筆者の注であることを示す。長文の引用はのべ書きにした。又、出典の叢書名は次のような略称を用いた。

日仏全 大日本仏教全書

群類 群書類従

続群 続群書類従

真全 真言宗全書

続真 続真言宗全書

この他、先に掲げた資料の内、頻繁に引用する資料については典拠を一々明記していない場合がある。

一 成賢僧正入滅まで

意教上人の出自は明らかでない。『意教上人御臨終記』には文永十年(一二七三)十二月七日、七十八歳で遷化と明記されているから、逆算して建久七年(一一九六)の生まれになる。広録には「字尊円、曰藏人阿闍梨、京兆人」とあるが、醍醐本血脈や東寺宝菩提院亮禪(二二五八―二三四二)記と考えられる『三國相承秘密伝法一門血脈』(二卷、東寺観智院所藏、写本、この本は成賢―道教―親快―実勝―覚仁〔法泉房、弥勒寺〕―亮禪と相承した師資関係を記したもの)には「卿阿闍梨」と肩書がある。三代付法記には「宰相阿闍梨」という。『尊卑分脈』三の清和源氏、多田満仲の子頼光(九四八―一〇二二)の系統に頼国―頼資―国俊(撰津掾)―僧頼賢と出ている(一一二頁)が、祖父の下野守・左衛門尉頼資は治暦二年(一〇六六)卒であるから年代が合わない。又、頼光の弟頼親の八代下にも「頼賢」の名を見る(同一七〇頁)が、これには僧とは明記されていない。この他、『高尾山薬王院文書』一(平成十年法政大学刊)の「醍醐寺座

主等出自并忌日写」(寛文七年写、四四―五二頁)には「(※藤原)内磨―真夏―浜雄―家宗―弘蔭―繁時―輔通―有国―資業―有俊―国資―国能―資康―頼賢」の系図を出す。所が、『尊卑分脈』二を見ると資康の下に資広―頼全―頼舜―頼賢と続き、頼全以下三人には皆「山 法眼」と注している(二二〇頁)から、彼らが比叡山の僧であることが判る。この書は「建徳元年(七七〇)六月二十三日於高野山西谷東方以金剛三昧院^(マヤ)諺道房本書写了／証道上人類集歟／金剛乘仏子深誉三十三歳」の奥書があるが、右の系図の前に「頼賢 ○大隅守○康光息(異本可決之)」とあるのも不審で、真に証道(実融)の記か検討の余地がある。何れにしても、意教上人の出自は明らかにできない。比較的時代の古い醍醐本血脈や先の亮禪の記の他、鷲峰伝来記にも「卿阿闍梨」と見えることからすると、八省の長官で正四位相当の者を身内に持つ公家の出であることが窺える。

上人の仮名を尊円房とする広録の記事は、近い時代の高野山僧を誤ったものであろう。鎌倉後期の成立と考えられる『血脈(中院)』の蓮上院覚基(一一三三―一二二七)の資に見える「山籠頼賢(尊円房)」がそれである(真全25、二三六下)。「高野山諸院家析負輯」八の南院の条に「権大僧都頼賢、建保二甲戌年(※二二二四)四月五日入寂、自余不分明也」とある(統真35、四七二下)のは今の尊円房頼賢であろう。この人は醍醐と往来があつたらしく、醍醐本血脈金剛王院流の条、蓮花院賢海(一一六二―一二三七)の資に「頼賢(尊円房阿、)とある(七五頁)。但し類聚記には見えない。上人の仮名(房号)については、醍醐本血脈の細注には「後意教上人」とあり、又三代付法記にも「御遁世の御法名を意教上人と号す」とあつて、後に改名したようにも読めるが、亮禪の記には「意教房」とあるから、初めから意教房頼賢と称していたものと考えられる。

幼少に醍醐寺遍智院成賢(一一六一―一二三二)に入室したことは諸書一致しており、謂わゆる稚児の弟子であつたらうが、成合記には十一歳の時より遍智院入室で、愛王丸と号した(三代付法記には「愛王公」という。出家得度の年次は明らかでない。成合記には「成賢その法器を見て瀉瓶たるべきの由定められたる、凡そ利根聡敏、心性神妙の間、受法等如法慇懃なり」という。師成賢からの伝法灌頂受法は諸記共に貞応二年(一二三三)九月二十一日となつてはいるが、これ以前の聖教書写の奥書がいくつか検出できた。

1 金界(三一) 一帖 鎌倉時代写(金剛三昧院)

御本云／以遍智院御本書写之了為帥入道 (資実) 被草之云々／頼賢

この本は元杲の『金剛界念誦私記』(広次第)を遍智院成賢が略出したもので、都督次第と呼ばれる。「以遍智院……被草之」は憲深書写の本にも見えるので、上人の奥書ではないが、加行に用いたものであるか知れない。

2 阿弥陀護摩略私記 一帖 鎌倉末期写 (真福寺善本目録・統輯、三六七頁)

本云／承久二年十二月十四日夜以塔東房本以仰旨書写之了 頼賢

自同二十一日千日護摩於遍智院始之云々

本云／書本云／文治四年三月十八日申剋於三寶院之座主權僧正奉受此法先是加行之法三七日一日三時阿、不、上勤行之日自同四

月二十五日夕於醍醐山上座主御住房護摩加行七ヶ日勤修同三時

弘長三年 (癸亥) 十一月二十七日午剋高野山大伝法院五室智恵門院西房以意教上人御本書写了 沙門義能 (生年二十六歳)

文治四年の奥書によれば、誰人かが三寶院勝賢權僧正について加行するのに用いた次第であることが判る。頼賢の千日護摩は、

『読史備要』(東大史料編纂所編)の曆によつて計算すると貞応二年九月二十三日にちょうど千日目を迎えることになるが、伝法灌頂が同月二十一日であるのを何らかの事情によるものとすれば、元々灌頂加行として千日護摩を修したとも考えられる。上人はその間遍智院の護摩堂に止宿して、余暇を使つてか聖教の書写に励んでいる。

3 無量寿如来儀軌 一帖 文永八年実融写 (宝寿院)

承久三年三月二十四日 (午時) 於遍智院護摩堂部屋以御本書写了 頼賢

4 観自在心真言観行儀軌 一帖 文永八年実融写 (同右)

承久三年四月十二日 (巳時) 於遍智院護摩堂書写了 頼一

5 金剛頂大教王經 三帖 正和四年定恵写 (高野山龍光院、昭和七年『第十八回大藏会展観目録』による)

(卷二) 本云承久三年十月二日申時於遍智院護摩堂部屋書写之了 頼一

(卷三) 御本云承久三年閏十月二日巳時於遍智院護摩堂書寫了 頼一

同日申時一交了

この他、宝寿院には金剛三昧院実融が上人の本を書写して伝授を受けたものが三十点程残っているから、奥書を認めていなくとも相当数の儀軌を筆写しているらしい。

義演記『五八代記』の憲深の条下(『醍醐寺研究紀要』4、三八上)には、承久三年(一二二二)十月十六日、宣陽門院(後白河の皇女、観子内親王)の月蝕の御祈に憲深が師主成賢の御手替りとして孔雀経読経を勤めた際、尊祐・成真・慶俊と共に読経衆として出仕している記事が見える。そうすると、完全なお籠りをしての護摩修行という程ではなかったのかも知れない。

貞応二年(一二三三)九月二十一日、師成賢僧正より伝法灌頂を授けられる。醍醐本血脈には

頼賢一(卿阿、後意教上人)「貞応二一九一二十一日〔柳一/日〕観心院 八口」(※朱)

と記録され、『遍智院僧正入壇資』(正嘉元年(一二五七)以前記、続群26上、三九四頁以下)には詳しく職衆の名を挙げている。

頼賢大法師(同二年九月二十一日柳宿月曜、職衆八人)

侍従律師(浄真)(唄、教授)

帥律師(誦経導師)

任賢阿闍梨

幸賢阿闍梨

孝賢阿闍梨(護摩)

兼賢阿闍梨

已上持金剛衆

公厳大法師(讚)

成真大法師

この時二十八歳、大阿成賢は六十二歳であった。因みに成賢門下の著名な弟子の内、地藏院深賢は示寂年齢が判らないが、元久二年(一二〇五)に灌頂を受けているから門弟の中では宿老であつたらしく、松橋の浄真(一一九一〜一二四〇)は五歳年長、報恩院憲深(一一九二〜一二六三)は四歳年長、嫡弟と目される道教(一二〇〇〜一二三六)は四歳年少、後に憲深の付弟となつた実深(一二〇六〜一二七七)は十歳年少である。

この後、『遍智院僧止入壇資』によれば、師成賢の伝法灌頂の折、度々職衆として参列している。この書は奥書に「(本記云)正嘉元年十二月十日於遍智院以報恩院御本書写畢／已上写本記 定済」とある確かなもので、類聚記には職衆の役人のみを記しているが、本書では出仕者すべてを登載している。その中、頼賢阿闍梨の名は嘉禄二年(一二三五)八月二十七日受者心海大法師、同三年十一月二十日叡覚律師重受、安貞二年(一二二八)四月二十三日受者実深法眼、寛喜二年(一二三〇)四月二十五日受者良成大法師の条に見え、何れも讚衆の一人として出仕している。又、寛喜元年には清滝の拜殿で書写した儀軌の奥書があるから、この間ずっと醍醐に居たものらしい。

6 五秘密儀軌 一帖 文永八年実融写(宝寿院)

寛喜元年十一月十一日於清滝宮拜殿書写了 頼一

翌三年八月には寛信撰『伝受集』を西山法花寺で書写している。

7 伝受集 四帖 室町後期良恩写(金剛三昧院)

(第四奥) 寛喜二年八月十四日(午時) 於西山法花寺以高野御本首尾七ヶ日之間書写了 頼一

「高野御本」というのは、この前の奥書に「又云成喜院以朱示異本交合了」とあることからすると、常喜院心覚の本を指すらしい。

8 大随求陀羅尼經 二帖 文永八年実融写(宝寿院)

寛喜三年五月之比以三宝院経藏之本書写了 同六月十八日一交了 頼一

9 金剛頂瑜伽聖位法門經 一帖 同右写(同右)

寛喜三年五月之比以三宝院経蔵勝俱胝院御本書写了 頼一

因みに、高野山宝寿院には意教上人頼賢自筆と見做される聖教が三点現存する。

○釈迦牟尼仏成道在菩提樹降魔讚 一帖 写

寛喜元年十一月一日奉為先師開題了 釈門(※花押)

○伽駄金剛真言 一帖 写

寛喜三年十月二十八日於成多喜房書写了 釈門(※花押)

○摩訶吠室羅末那野提婆喝囉闍陀羅尼儀軌 一帖 写

寛喜三年十月三十日於成多喜房写点一校了 釈門(※花押)

後二者の花押の傍注には、後人の筆であるう、「頼賢」と書き入れている。これら三点と一連になる奥書を有する『梵字讚真言陀羅尼儀軌』計二十七帖が金剛三昧院に所蔵されている。この内、『梵字十一面讚』他の三部の奥書は長谷宝秀編『(大師御請来) 梵字真言集』に収められて本文共見ることができ、『吉慶讚』と『七俱胝儀軌』の奥書は凡例に紹介されている。これらは貞永元年(一二三三)から翌天福元年にかけて、主に先師御忌のために成多喜房で書写開題したものであって、本当に意教上人自筆本であれば成賢入滅前後、成多喜の房(恐らく御室近くの鳴滝であろう)に居たことになる。併し、これらを上人筆とすることは肯首できない。先ず『釈迦牟尼降魔讚』書写の寛喜元年にいう「先師」とは誰か。成賢は未だ入滅していない。又、これら奥書類では一貫して十一月一日を先師の忌日としているのであって、成賢入滅の九月十九日とは合わない。更に、同じ宝寿院に意教上人の本を写したという奥書を有する『梵字十六大菩薩讚』『梵字不空羅索陀羅尼』『梵字七俱胝儀軌』『梵字千手千眼真言』『梵字一切吉祥天女陀羅尼』『梵字千鉢文殊一百八名讚』六帖が存在する。これらは正和五年(一二二六)定恵という人が書写したものである。

10 梵字十六大菩薩讚 一帖 正和五年写

寛元々々年六月十六日於西山法華寺以松橋本書之畢 頼一

正和五年(丙辰)十一月一―於金剛三昧院以故上人御本令書写之云々

文保三年(己未)四月二十六日奉伝受之了 定恵(四十六才)

11梵字千鉢文殊一百八名讃 一帖 同右写

写本云〓以般若寺僧正御手跡本比交了

寛元々々年六月十五日於西山法華寺以松橋本相当先師僧正十三年書之了〓一交了 金剛仏子頼一

正和五年(丙辰)九月十五日於金剛三昧院以故上人御本書写之以方丈之御本一交了〓金剛仏子定恵(四十六才)

文保三年(己未)四月二十三日奉伝受之了

定恵写本の内、『千手千眼真言』一帖を除く五帖は先の二十七帖にすべて含まれるが、仮りに金三本二十七帖が上人書写であれば、当然定恵もその奥書を写している筈であろう。又、他の奥書類から考えるに、上人の奥書には皆「頼賢」の署名があつたからこそ、後の門弟書写時に師名を憚つて「頼一」と認めているのであつて、一連の本の如く「釈門(※花押)」に作る例がないことから、上人の自筆とは認め難いのである。

寛喜三年(二三二)九月十九日、師の成賢僧正は七十歳で示寂せられるが、その一ヶ月程前に特に付法状が与えられている。勿論論実物は残っていないが、その写しが沢山伝えられており、誤写によるものか、日付が一定しない。

一宗大事師資相承口決、悉授頼賢阿闍梨訖、從幼少之時常隨一事不背命、其上依有種々契約等、秘宗眼目委細口伝悉所授与也

寛喜三年八月九日 前権僧正成賢

右は恭畏の『密宗血脈鈔』下(統真25・三三六下)に引く所で、同書には続けて、

種々御契約者、上人云、先師僧正仰云、吾有三願、然而未果、三者法華暗誦・悲母報恩・遁世閑居是也、此三願汝替我可果之、仍唯授一人等大事所可授之也、御入壇之時契約也云々、以故上人自筆書之

右の文は意教流一派の印信（印信類聚4・三三二頁、同10・三三六頁等）にも含まれる言辭で、「故上人自筆」というが、初めに「上人云」とあるので、後の「故上人」は別人であろう。付法状の日付は写本や印信により、九日であったり十九日であったり、広録には二十九日となっており、何れが正しいか決定できない。成賢入滅時に上人がどこに居たのか判らないが、先の7伝受集の奥書を信用するならば、寛喜二年頃には後述の西山法華寺に移住し、翌三年にかけて醍醐と法華寺を往復していた可能性もある。

付法状にある成賢の三願というのは、前の引用が確かなものとすれば、後世の諸書には出没不同がある。先ず成合記には加行中に師命により法華経を暗誦したこのみ出ている。夕間記はこれについて何も記していない。三代付法記には遁世・悲母のための阿弥陀護摩万座千日・法華経暗誦の三を、広録には父母親族法界のために一万座の護摩供・一夏九旬の間に法華暗誦・隠遁と、次第に脚色を加えられ、中でも広録では法華経を暗誦した所、成賢が手を打って称歎したという等、そのきらいが強い。それも、三代付法記では成賢からの受法後、師に替わってこれらの誓願を果したといい、広録では道教・憲深・頼賢三人と茶話の序で成賢御物語りあり、この三願を替わって果してくれたならば法を以って謝せんと言った所、頼賢が名乗り出たという話になっている。

承久二年十二月二十一日からの千日阿弥陀護摩が成賢の三願の一つに当るものかどうか何ともいえない。先述の如く、これは灌頂加行であった可能性もあるので、全く別の機会に千日護摩を行じたことも考えられる。法華経の暗誦は『意教上人御臨終記』（後述）に日課として読誦していたことが窺えるので、成合記に「師の命により」というのは事実かも知れない。

序でながら、上人の醍醐在任時代をしのばせる和歌が嘉元三年（二三〇五）序のある『統門葉和歌集』九に一首だけ収録されている（群類10・三三四上）。

権僧正（成賢）阿弥陀院の池にはなたれけるおしのなくなり侍りけるに、人々のあみた仏の五字を歌のかしらに置いてよみ侍

りける歌の中に 前権僧正（憲深）

あたなりや身をおし鳥のたちかえり深き哀のつまとなりぬる

おなし歌に 阿闍梨頼賢（意教上人）

哀なりみきは おしもたつ浪のふちせにかはるつゐのわかれば

詞書の「おし」は鴛鴦で、おしどりのこと。上人の歌が字足らずで「た」の字が見られないのは誤植かも知れない。

二 遁世、西山法華山寺へ

意教上人が遁世せられたのは、その後の行状を見ても明らかであろう。成合記と夕間記にはそれを上人の自発的なものとしている。

頼賢道心堅固、頻りに隱居の暇を成賢に申さる。法流のこと、深く相憑まるの間許されず。然りと雖も猶深切に申さるの間、成賢申されけるは、凡そ左様のことこそ出家の本望なれ、今までは門跡法流のこと深く相憑む間執しつれども、この上は力なく御辺の所存たるべし、穴賢々々。授くる所の嫡々の大事口伝、疎略にするべからず、且つ鎮守清滝権現の思食す所、神慮もその恐れあるべしと再三申し含められたる。その後、頼賢高野山安養院に籠居し給えり。(成合記、続真25・一二二上)

或る時、頼賢年来の所望なりとて、成賢に遁世の暇を請い申さる。成賢相憑まるる頼賢、かくの如く申さるる間、僧正大いに驚いて種々に留め申さる。然りと雖も用い給わざる間、叶わずして遁世を許さる。その後、頼賢は高野山金剛三昧院の別院安養院に住す。(夕間記、続真25・一二二上参照)

これに対し、広録では成賢が三大願を告げたのを承けて、「賢便ち言く、吉辰を選んで護摩供を始行せん、先ず今日より法華を暗誦せん、二大願成就せば則ち深山に遯れて隠れん」と返答したとあり、その後寛喜三年八月二十九日、秘宗の眼目・委細の口伝を授けた成賢が「疾く山を距るべし、法のために世を遁れて心観を治せよ、然らずんば災孽(※ママ)のことあらん」と誡誨し、頼賢は涙礼して高野山に隠れたという。三代付法記では成賢・頼賢共に隱遁の志を持つていたとしている。

幼少の時より出世の名利を厭う御志深く、行学利生を願ひ御遁世の道心切なり。(中略)ここに僧正成賢御物語に云わく、我れ交衆名聞更に本意に非ず、これを厭い安からざれども意に任せざる身なり、遁世の志は日々にあり、(中略)指し当りて先ず三つの

願あれども、公私の隙に障られ今に至るまで本意を黙止すと、暮々仰せもあり。上人承り、我れ遁世す、元より自らの願なり、師の御願替わり御本意を遂ぐる事、然るべき報恩なりと思召す。

その後、千日護摩と法花経暗誦の二願を果たし、師に遁世を申し出た所、成賢は思い停まるように再三告げたが、上人の意志の深いことを知り、尤も神妙であるとして残す所の大事をすべて授けたという。

このように遁世の動機については三様であるが、証談鈔(末)には次のような話を伝えている。

仰せ(※実融)に云わく、極楽房を故上人(※頼賢)に譲り奉るべきの由、遍智院僧正は仰せられけり。然るを上人請取り給わず。その故は、憲深日久しく御留守職を罷り過ぎつるに、今更引替えて候わば、公事も難治に候とて辞し申され了る。

この書では遁世の動機について、「名聞交名を厭わんがため」であると上人自ら実融に告白しているが、師の成賢が上人を醍醐にとどめようとする意志のあったことが窺える。極楽房は成賢私の自坊で、後の報恩院である。成合・夕間二記にいうように、上人の自発的な行動と見るのが本当かも知れない。ただ、右の諸書に伝える所は、口伝大事を相承した上で遁世を申し出たか、決意が堅いことを知って口伝大事を授けたかという、師弟間の伝授の時期に対する見解が相違するけれども、何れも成賢在世中に師の許を離れたことで一致しているのに留意しておく必要がある。

意教上人が隱遁生活に入った住所はどこであろうか。前の諸書には直ちに高野山へ登ったように記されているが、そうではない。寛元四年(一二四六)頃までは西山法華寺に住していたことが聖教類の奥書から明らかである。

西山法華寺は又法花山寺・法華山寺等と書かれ、承久初め(一二一九)頃、三井寺出身の証月(又勝月・松月とも、誤って澄月とも書かれている)房慶政(一一八九―一二六六)が遁世して建立した草庵に始まる。慶政自記の『法華山寺縁起』(宮内庁書陵部に自筆本〔首欠、旧九条家本〕が残る)によれば、寺は金堂・講堂・法華三昧堂・経藏・浴室・塔を周備した伽藍で、嘉祿二年(一二三二)頃落成したらしく、同記によれば、初め夢想によりこの地に方丈の草庵を構え、十数年間法華法・弥陀法を修したという。慶政の伝については『大日本仏教全書』遊方伝に橋本進吉氏による「慶政上人伝考」があつて関係資料が整理されている他、出自が不明であつたが、現在は

九条道家(一一九三—一二五二)の兄と見られている(宮内庁書陵部本『法華山寺縁起』解題釈文)。

寺は現在の西芳寺(菩提)の南方、京都市西京区御陵峰ヶ堂にある峰ヶ堂山(標高一八三メートル)の山頂付近にあった。この地名は法華山寺を俗に峰ヶ堂と呼んでいたからで、この山の東麓は松尾という在所であるから、又寺を西松尾寺とも称し、慶政は専ら松尾の上人と呼ばれていた。寺のことを西山とか西峰・西山峰と記しているものがあるのは、京洛をはさんだ東側を当時既に東山と呼んでいたからであろう。弘長元年(一二六二)頼瑜が憲深の口決を記した『四度口決』五卷(俗に「甲抄」という)に、憲深自ら奥批を加えて「東山隱老」と自署している例がある。

『沙石集』には遁世したというが、それ以前の建保五年(一二二七)には入宋し、又遁世後も大和法隆寺の勧進を行う等、ただ隠れ棲んだ訳ではない。三井寺の系流に属しながら、梅尾の明恵上人と親交し、その滅後百ヶ日の導師を勤めたり、又泉涌寺の律書開板に浄財を投じている。九条家をバックにしたスポンサー的な役割りも果たしていたらしい。然して、文永五年十月六日に入寂せられた。意教上人が法華山寺に身を寄せたのも、こうした証月上人の宗派にこだわらない風に依るのである。貞永二年(一二三三)には法華山寺に居たことが知られる。

12 諸作法(題未詳、一百六十二法) 二帖 弘安六年写(金剛三昧院)

御本云/貞永二年四月 日於西山法花寺書了偏為無上菩提也/一交了 頼一

これは成賢入滅二年後であるが、先掲の7『伝受集』の寛喜二年(一二三〇)奥書が或いは寛元々年の誤写でなければ、当時既に醍醐を出ていたらしく、受灌の貞心二年(一二三三)以後、寛喜二年四月までは伝法灌頂に出仕しているから醍醐に居たようであるが、寛喜三年以前、即ち成賢入滅以前に法華山寺に移住している可能性は否定できない。そうすると、寛喜元年清滝宮拝殿で聖教を写したり同三年三宝院経藏の儀軌類を写写している(先掲6、8、9)のは、完全な隱遁ではなく、醍醐と法華山寺を往来していたか、単に経藏の本を借用していることになる。

所が、貞永二年、上人三十八歳の時以後、奥書類からは消息がたどれず、十年程後の寛元年間の奥書が多数検出される。寛元元年

(二二四三) 六月書写の10梵字十六大菩薩讚・11梵字千鉢文殊一百八名讚等の奥書は既に掲げた。

13 大乘密嚴經 三帖 文永八年実融写 (金剛三昧院)

御本云寛元二年九月七日於西山法花寺相当先師十三年書写了 頼一

この奥書の「寛元二年」は、先の11と合わせると寛元々年の誤写であろう。

『大日本仏教全書』・大正図像部・宝亀院本・釈迦文院本・尾州万徳寺本等によると、この頃専ら法華山寺で百卷抄といわれる『寛禪鈔』の書写に励んでいることが判る。その時期は、現在判明するものが五十二卷分で、寛元元年に一卷、同三年正月一卷、同年十月晦日より翌四年四月二十七日に至る間の四十卷分と宝治年間写の八卷、弘長元年写の二卷である。この内、寛元元年は万徳寺本(「仏教美術研究上野記念財団助成研究会研究報告書「画像蒐成」ⅡⅤ)「無垢浄光陀羅尼經」一卷で、「寛元々年二月十七日於法花山寺興慈院書了頼賢」とあるが、寛元は二月二十六日改元であるから、寛元二年の誤写であろう。一々の奥書は略して寛元年間のものを書写順に列挙すると、寛元二(?)年、無垢浄光(2・26)。三年、尊勝上(正・8)、理趣経下(10・晦)、後七日又説(11・6)、守護経(11)、理趣経上(12)、五秘密(12・2)、仏眼(10)、止風雨経(13)、阿弥陀上(29)。四年、薬師下・光明真言下(正・1)、一字金輪(1)、但し万徳寺本は2・1)、転法輪(4)、普賢延命(15)、軍荼利(27)、大威徳下(29)、金剛童子(2・6)、阿摩皷(8)、金剛薩埵(11)、烏枢瑟摩(13)、不空羂索上(15)、白衣・造塔上(16)、同下(19)、焰魔天(27)、弥勒(二月之比託同法)、千手中(3・1)、六字(4)、北斗(5)、金剛力士・深砂(9)、吉祥(11)、尊星(12)、童子経(13)、摩利支天・那羅延天(23)、大黒天(24)、地天(27)、宝楼閣経・水歡喜天(4・23)、太元下(24)、同上(27)。五年、法華経法(正・19、この年二月二十八日宝治と改元)。これらの内、理趣経上下・後七日又説・守護経・五秘密・仏眼・止風雨・阿弥陀上・千手中・北斗・法華経法の奥書に「松橋本」又は「無量寿院本」を以って写したと記している。恐らく寛元年中写の殆どの本は松橋、即ち醍醐無量寿院から借出した本を写しているであろう。それは、万徳寺本には寛元三年二月に上人の付弟となった慈猛が法華山寺で孔雀経上・仁王経下の二巻を写した奥書を有する本が含まれており、後者にも「以松橋之本書写畢」

と明記されているからである。松橋と上人は後述する様に特別な因縁があったから、当時珍しい覚禪鈔が所蔵されているのを知り、書写の願を發したものとされる。後七日と大黒天の奥書には特に「為興隆仏法」と書き添えている。ただ、松橋本には欠本があったものか、上人の覚禪鈔書写は六十六歳になる弘長元年まで続くことになる。

遙か後世の記録ではあるが、智山相承松橋流の切紙の中に、近江神照寺の頼雄(天正年頃の人)が寛元四年十月二十五日、江州蒲生上郡石塔寺で当時の松橋の院主真徹に阿闍梨位の大事を授けたと認めたものがある(印信類聚5・八七頁)。とすれば、この年上人は法華山寺で四月末頃まで覚禪鈔を写し、十月には江州へ下向、年末か翌年正月には帰山、法華經法を写していることになる。

寛元年間の覚禪鈔奥書は通り一遍のものであるが、宝治年間に入ると書写本自体が少なくなるし、奥書の書き様も異なってくる。
14 釈迦法(万徳寺本)

宝治二年四月二十六日於法花山寺興慈院以高野山金剛三昧院丹後阿闍梨之本雨中禁老眼馳筆了 頼賢(生年五十三)

15 愛染王法上(宝亀院本、大正六年発行『パンフレット』²、大山公淳編「野山宝亀院聖教調査概要」による)

本云宝治二年五月上旬之比証(※詔?) 阿月房全(※令?) 書了 頼賢 生年五十三

16 同 下(同右)

写本云宝治二年五月四日於法華山寺興慈院以高野阿闍梨本書之了 頼賢 生年五十三

「高野山金剛三昧院丹後阿闍梨」というのは誰人か判らないが、この頃上人は高野山へ登り、金剛三昧院と何らかの関係を有して、そこから覚禪鈔を借り受けているらしい。15奥書の「阿月房」は醍醐本血脈や広録に上人の門弟として名が出ている。

17 大仏頂法(万徳寺本)

宝治二年六月二十六日於興慈院以松橋本書之 金剛仏子頼賢(生年五十三)

18 不空羅索法下(日仏全本)

宝治二年十一月之比託同法書写了 金剛仏子頼賢(生年五十三)

19 不動明王法末 (同左)

宝治二年十一月之比詔同法書写了 頼賢 (生年五十三)

20 千手敬愛法 (宝亀院本)

宝治三年二月二十八日於法花山寺興慈院書写了、此書者覺禪抄也、彼目錄元千手法二卷云云、西(※而?)於一卷以松橋本書写也、今一卷未感得、或本奥更書加此法、初如松橋本目錄二卷者、若如今二卷歟、進(※追?)可尋決 頼賢記之

千手愛法の奥書によれば、松橋の目錄に基づいて欠本を探し求めている様が窺われる。この中、同法に三巻の書写を頼んでいるのは、借用の返却期限がせまったからであるうか。或いは上人の身辺に異同があったのか。

覺禪鈔の奥書の多くに「法花山寺(又法華山寺・法花寺等とも)興慈院」とあるが、興慈院は法華山寺における上人の住坊であったらしく、高野登山の後も門弟達が「興慈院上人」とか「興慈和尚」と呼んでいる。或いは上人建立の坊舎であったかも知れない。現流の意教流証道方の血脈には、何れも上人に「興慈院」と注している。

21 玄秘鈔師伝 一帖 室町時代写 (金剛三昧院)

私云此口伝興慈院上人(意教)御伝金剛三昧院長老証道御記也尤可崇重者也(交了) / 仏子舜一(融)

20 証道讚 一紙 写 (同右)

遍照院本願上人(※実融のこと)者興慈和尚写瓶……

又、文永三年頃安賢という人が上人に面受した随聞記を『興決鈔』と題したものが残されている(金剛三昧院、↓29)。

三 高野登山

宝治三年即ち建長元年(一二四九)以後、弘長元年(一二六一)までの凡そ十年間、又もや上人の消息は不明になる。これ以前にも

貞永三年(一一三三)から寛元元年(一二四三)に至る十一年間の行跡をたどることができないが、恐らく寛喜二年(一一三〇)頃までは醍醐に居り、その後本格的に法華山寺に移ったものと思われる。又、西大寺叡尊像に納入された「自誓受戒記」宝治元年七月一日の祈願文(『西大寺叡尊伝記集成』三四三上)に、「比丘覚盛」等と共に「比丘頼賢」とあるのは今の意教上人であろうか。

弘長元年には覚禪鈔の内二巻を新たに写している。

23 孔雀経法下 (万徳寺本)

弘長元年四月十三日於興慈院禁老眼染筆畢／頼賢(六十六)

24 光明真言法上 (同右)

弘長元年四月十九日於興慈院書写畢 頼賢

高野登山の時期については明確には判らない。高野山修禪院懷英(二六四二―一七二七)記『高野伽藍院跡考』安養院の頃に「初住寛喜三辛卯年意教上人来遁」(統真41・六七上)とあるのは、付法状を与えられて後直ちに隠遁したという説に引かれたものらしい。併し、弘長三年(一二六三)には高野山へ来ていたことが推定できる。先述の智山相承松橋流の切紙に、日付を明記していないが、弘長三年高野山で寂遍という人が阿闍梨位の大事を受けたと記している。又他に、上人の門弟となった義能の高野住山を示す奥書が二つ検出できる(一つは先掲2参照)。

25 (題未詳) 嘉元三年写(金沢12・一七三上)

弘長三年(癸亥)十二月二十日未時於高野山伝法院五室智恵門院西坊書了 義能

門弟義能については後に述べるが、伝法院関係の寺に止宿したのは、当時の頼瑜と醍醐の関係から何となしに理解できるとしても、恐らくは意教上人に随従して来たものではあるまい。

翌文永元年(一二六四)には確実に高野山に、然も金剛三昧院の塔頭であった安養院に居たらしいことが推知できる。

26 (題未詳) (金沢12・一五八下)

写本云／文永元年（甲子）六月五日於高野山安養院書了醍醐三寶院流意教上人奉受 沙門安蓮

高野山金剛三昧院は將軍源実朝の死後、その母北条政子の発願により、大蓮房覚智（安達景盛）が源家三代菩提のために造立した寺で、貞応年頃完成して住僧もあつたようであるが、天福二年（二二三四）十月五日、覚智の推挙により莊嚴房行勇（一一六三～二二四一）を迎えて開山長老とした。行勇は榮西の門下として有名であるが、『鶴岡八幡宮供僧次第』の慈月坊（慈月院）条下に「（寺）行勇」とある如く（統群4下・八九四下）もとは三井寺の密教僧で、師の榮西同様、密・禅・律兼学であつたため、金剛三昧院（禅定院とも称した）は自然と兼学の伝統を有することになる。

意教上人の居住した安養院は、信堅（二二五九～一三三二）の『院号帳』（統真41・19上）には「城入道殿大蓮坊之建立也」とあり、覚智が止住していたという覚智院等と共に、金剛三昧院内に建てられた幾つかの坊舎の一つであつた。文明五年（一四七三）重義記『高野山諸院家日記』（統真41・32上）に「修理亮骨堂也、同塔、同鐘楼、御骨堂、佐々目僧正頼助骨納之」ともあるので、敷地は割合に広がつたことと思われる。

『野沢秘聞集』という書（後述）はかなり後世の風聞であるが、「実賢僧正は金剛三昧院の迎接院に御座あるなり、覚智もこの院家に御座すなり、意教上人に法流伝受はなけれども、覚智も意教を執し申されて御住坊を造り参らせらると云々」とある。これによれば、安養院は覚智が意教上人のために建てたということになる。『高野伽藍院跡考』には「安養院者為時氏追悼多宝塔同時覚智勸立之、而後意教上人為住職」とあつて、直接上人と覚智の関係には言及しない。醍醐金剛王院実賢（一一七六～一二四九）は初め覚洞院勝賢の資で、遍智院成賢とは同門である。即ち上人から見れば叔父弟子であつて、又覚智は実賢の資となつたから、その関係で意教上人が覚智に招かれたとすれば、上人の登山は覚智入寂の宝治二年（二二四八）五月十八日以前としなければならぬ。安養院が翌建長元年には存在したことが、次の奥書から確認できる。

27 略念誦行法 建長元年写（金沢12・一〇〇下）

（尾）建長元年十一月十七日於高野山禅定院之内安養院賜 ア御本書写了 唯寂（花押）

「同日校点了」(朱)

建長元年(己酉)十一月二十二日未剋奉伝受了

「ア(※原梵字)御本」とあるのが阿闍梨の御本の意であれば、この聖教は意教上人伝授のものである可能性がある。

既に法華山寺に閑居していた意教上人が、どんな理由で改めて高野山へ引き籠ったのかは明らかでない。先の14覚禪鈔奥書に見えるように、宝治二年頃に高野山金剛三昧院と何らかのつながりが出来ていたとすれば、次のように推測することも可能である。即ち覚智の招きにより宝治元年頃一旦登山し、安養院が造営中であつたためか、その後法華山寺と高野山を往き来していた。本格的な高野移住は弘長二、三年頃。その間、法華山寺の興慈院もずっとかの地の住房として使用していることは、高野登山後も「興慈院上人」と呼ばれていることから明らかである。

上人の初登山が宝治元年頃とすれば、当時は第三代悟暹蔵円房が金剛三昧院長老の時代で、この人も初め比叡山や三井寺に学び、遁世して泉涌寺我禪上人の弟子となり、大和海龍王寺長老を経て、仁治元年(一二四〇)金剛三昧院長老に補せられ、建長元年(一二二四九)八月一日にそこで円寂した(『析負輯』五、続真³⁴・三〇四上)。悟暹長老の三井寺に学んで遁世したという経歴は法華山寺の証月上人とも共通性があり、二人が旧知であつた可能性もあり得る。その後、金剛三昧院には第七代の長老に正元元年(一二五九)証忍妙観房が補任されるが、この人も三井寺出身の遁世者で、高野山に登つた人であつた。又、先に掲げた伝灯会刊『野沢秘聞集』二冊は、もと高野山龍光院所蔵の伏題書であるが、内容多く室町後期、永正・大永年頃(二五〇四―一五二七)の伝授の記録や風聞の筆記であつて、資料的価値は劣るけれども、安養院が覚智の建立とすれば、その招致であつた可能性は強い。要するに、証月上人と覚智との二方面の人的関係から、意教上人の高野登山は十分に理由のあり得ることなのである。

上人が金剛峰寺衆徒方に交わらず、又義能のように伝法院方寺院に止宿したのでもなく、当時幕府の庇護のもと、治外法権的な位置にあつた金剛三昧院に落ち着いたのは、やはり世事を遁れ、かつ又その頃続いていた金剛峰寺方と伝法院方の抗争からも離れて余世を送りたかつたのであろう。かくして、専ら修法と伝授に費す凡そ十年の日々を高野山で過ごすのである。

所で、通途の所伝ではここに大きな問題がある。広録によれば、將軍九条頼経の請によって鎌倉へ下向し、雪下や常楽寺等を開き、文永十年十二月七日に鎌倉で没したという。下向の年次は、同書の願行の項に「文永の初め」とし、この時願行も供奉したとある。併し、文永初年の鎌倉將軍は頼経より二代後の宗尊親王であり、頼経自身も康元元年（一二五九）に亡くなった後である。又、上人の鎌倉下向を明記するのは広録だけで、成合記には「師資共に下向せらる」と言いながら、「仍ち賢静、東寺勧進として関東へ下向すべき出立なり」とあって、意教上人が下向したかどうか曖昧であるし、夕間記には高野遁世の後、「化度のために北国辺に下向し給いけるか」とあって、鎌倉へ行ったとは言っていない。三代付法記では関東下向は願行のみとしている。

後に述べるように、意教上人がこの頃関東へ下向し、ずっと鎌倉に住したというのは事実ではない。入滅の二三ヶ月前まで、殆ど高野に居たらしいことが門弟たちの聖教の奥書や筆記から窺えるのであって、若し鎌倉へ行ったとしても、それは極めて短期間であつたろう。筆者は、將軍頼経云々とあるのは西院流の宏教の事跡を混同しているのではないかと思う。ただ、年代的には意教上人より遅れる同名の人が鎌倉に居たことを確認できる。伊藤宏見師が『印融法印の研究』下に紹介される横浜宝生寺蔵『要尊道場観（石山）』一帖の奥書に見える弘安八年（一二八五）の頼賢（同書三六七頁）と、『鶴岡脇堂供僧次第』（統群4下・九二八下）に見える文和三年（一二三四）から貞治六年（一二六七）まで供僧を勤めた卿阿闍梨頼賢（「東」と注するので真言宗）である。年代的には七十年程隔っているので、この両者も別人であろう。こうした幾つかの要因が重なって、意教上人鎌倉下向の話が出来たものらしい。なお、広録にある常楽寺というのは、鎌倉覚園寺先住大森順雄師によれば粟船の常楽寺（鎌倉市大船）で、吾妻鏡によれば、嘉禄三年（一二三三）北条泰時の建立にかかり、宋僧蘭溪道隆（後に建長寺開山）もここに止住したという。同師は意教上人がこの寺に滞在したと見ておられる（同師『覚園寺と鎌倉律宗の研究』二二〇頁他）。

勿論、意教上人が関東やそれ以外の遠国に下向したという話は他にも伝えられている。『野沢秘聞集』には往々金剛三昧院第三十世長老永智房良恩（一四四九―一五三〇）の口説が記され、意教上人にまつわる話が二三含まれているが、そこには伊勢下向の話が見え、慈恩寺に逗留中に義能が受法、この後醍醐清滝に参籠して定済僧正と対談し、その後関東へ向かったという。又、他の箇所には次の

話も見える。

意教上人は常陸の中西なかさい遍照院という寺へも下向と見えたり、かの地に暫く逗留もありけるかと思えたり云々、これは途中にて入奥の前の事なるべし、大永六年(丙子)夏中に常陸の国中西の人、金剛三昧院へ上りて意教上人の影をおがみ、今の如く語りけると云々。

「入奥の前」というのは陸奥へ行ったことをいうのかどうか判らないが、时期的には建長二年から弘長元年(二二五〇〜二二六二)までの十一年程の事跡が不明であるから、関東やこれらの地に赴いた可能性はなしとしない。広録の將軍頼経の話が事実であれば、その没時康元元年(二二五六)八月までに鎌倉へ行ったということもあり得ないことではない。

四 受法の師

(イ) 成賢以外の師

意教上人の直師が遍智院成賢僧正であることは諸書一致しており、伝法灌頂の授受関係も確かであるから、ここには重述しない。それ以外の受法の師としては松橋の浄真法印・後高野御室道法親王・勝尾の浄月という人のあることは案外知られていない。又この他にも、醍醐本血脈の金剛王院実賢(一一七六〜一二四九)の資に「頼賢(高野)」とあるのが、先述高野山南院の尊円房頼賢(一二一四)でなければ今の上人であるかも知れない。因みに、同書の実賢の条下には、実賢の舎兄という「定意(丹後入道)」や別に「円季(丹後入道)」といった、覚禅鈔14奥書の「丹後阿闍梨」と何か関係がありそうな名や、明らかに「高野」と注する者が検校覚基の他五名見られ、実賢が高野の人々と交流のあったことが窺える。

(ロ) 松橋の浄真法印

松橋第五世を継いだ浄真法印は、元々第四世全賢の弟子ではなかったことが醍醐寺文書より判明する(大日本古文書・家わけ19、「醍

酬寺文書」2・五頁以下、二八八「松橋流門跡相承次第文書案」。全賢の承久四年（一一三二）三月二十七日付浄真への讓状（但し清住寺別當職と吹田庄の讓状）によると、以前勝成禪師に付属状を与えたが、去年秋以来重病にて明日をも知れず、かつ勝成は幼く未だ受法灌頂に及んでいないので、浄真一期の後は勝成に付属せられたきことを依頼している。その中で「浄真律師者多年同法一門親昵也、其性質直不可違遺言、依之先奉憑付属者」とあって門弟とは言っておらず、この讓状以前の建暦二年（一一二二）に既に成賢から伝法灌頂を受けていた。恐らく実際には成賢の弟子であろう。全賢の入滅は広録には貞永二年（一一三三）正月二十八日（五十歳という）とあるが、右の文書から測れば翌貞応二年（一一三三）の誤りと思われる。浄真について「多年同法」といつているのは、全賢が建保二年（一一二四）十二月二十五日に成賢より灌頂を重受していることによるのか、第三世雅海は広録によれば貞応元年（一一三二）八十五歳で亡くなつてなるから、浄真が受法したこともあつたのかも知れない。醍醐本血脈の浄真付法資には確かに勝成の名が見えるが、早世したのであろう、先の文書に続けて仁治元年（一一四〇）十月、浄真から阿闍梨真助（真徹の初名）への讓状がある。文中「爰真助阿闍梨依常随弟子附属世出世事」とあり、真徹が直接の弟子であつたことが判る。広録によれば、浄真は翌仁治二年十月二十八日に入滅する。この時、意教上人が法流を預つたことがいくつかの資料に見えている。

醍醐本血脈には浄真の下に朱書して「預法流於頼賢上人為真徹法印也」と注し、「頼賢」付法資条下の肩書は「浄真、（※付法）」としている。杲宝の血脈鈔には「私に云わく、真徹法印、宗の大事・法の奥旨、悉く浄真法印に受け了る、然りと雖も儀式灌頂を遂げざる間、意教上人に対してこれを受け了る、但しかの上人の血脈をば本とせず、浄真法印を本として血脈を釣るなり」と説明している。この書の血脈図には浄真の下に真徹があつて「印可」と注し、又浄真―頼賢―真徹と継いで「儀式灌頂」と注している。夕間記にも松橋流の血脈として全賢―浄真―真徹を上げている。これらによれば、意教上人が真徹に授けたのはあくまでも浄真の松橋流であつて、この点、道教が弟子親快に命じて自らの法兄深賢に作法灌頂を受けさせたのとは異なる。尤も、『三十六流大事』には浄真―真徹の松橋流とは別に、「松橋意教」として成賢―頼賢―真徹と次第する印信血脈を載せている（続真全25・三九〇下）ので、成賢方をも真徹に授けた可能性が残されている。

どういう経緯で、何時浄真から松橋流の付属を受けたのか、全く手がかりがない。夕間記によれば、浄真は成賢の甥で、成賢自らも瀉瓶と憑んでいた頼賢に松橋流をも付属するように命じたという。これに対し、鷲峰伝来記では「浄真法印の時付法の仁なく、成賢僧正に言して云わく、門流には道教・憲深等、付法瀉瓶の仁数輩あり、仍つて卿の阿闍梨頼賢を当流に移して、以つて付法せしむべしと云々、再三懇請の間、成賢承諾して頼賢相統す」と伝えており、これに依れば法流を預つたという訳ではなく、全く瀉瓶せられたことになり、現に同書には浄真―頼賢―憲静―心慧(寛園寺開山)と伝えたとしているから、真徹のために法流を預つたとする醍醐本血脈の説とは相反することになる。

広録によれば浄真は仁治二年(一二四二)十月二十八日に入滅、成賢受灌の建暦二年には二十二歳というから建久二年(一二九二)の生まれで、入滅時は五十一歳である。但し年齢の記述は類聚記にも醍醐本血脈にもない。真徹は広録に文永八年(一二七二)十二月十四日卒とあるが、年齢を記しておらず、浄真入滅時に何歳であったかは判らない。何れにしても、浄真が入滅間近に急拠頼賢に付法したのではなく、予め授法があり、替わつて灌頂を受けよと真徹に遺言したものであろう。浄真からの受法は、大まかに言つて、全賢入滅と思われる貞応二年(一二三三、※この時、上人も成賢より受灌)から浄真の亡くなる仁治二年(一二四二)までの間である。夕間記の説を参酌すれば、全賢入滅時、浄真はまだ三十三歳であるから、成賢入滅(一二三二)以後、その命によつてという可能性もある。そうして、先述の如く寛元四年(一二四六)十月には江州石塔寺で真徹に阿闍梨位大事を授けているから、この前後に真徹への授法が行われたらしい。現在相承される松橋流の血脈には、杲宝血脈鈔に述べられるように意教上人の名は入つておらず、智山相承松橋流の切紙に意教上人に由来する大事口伝がいくつか見える程度である(印信類聚5)。但し、杲宝の記には松橋第九世空心(早世、醍醐寺文書には「空雄」・第十世賢季の頃まで、金剛三昧院の証道(実融)に聖教重書の皮子十七合を預けてあつたというから、上人が単に法流を預つたというにとどまらぬ、深い関係が感じられる。

(ハ) 道法親王

次に後高野御室道法親王から相伝したという三宝院御流が現に相承されている。血脈は勝賢―守覚―道法―意教―公然……と次第

し、その後真福寺政祝（二二六六―一四二九以後）へ伝えられ、同師の『諸流灌頂秘藏鈔』二（印信類聚別卷2・一〇六―一〇九頁）に収められている。これが展転して今日に伝承されているのである（印信類聚9）。血脈の中、公然は後述するように実際に意教上人に受法したことが知られる。併し、道法親王と意教上人との授受関係は不審と言わざるを得ない。道法親王は建保二年（二二二四）薨去であるから、当時上人は十九歳、然も未灌頂である。可能性としては、光台院の御室道助親王が一代落ちているとも考えられる。道助親王は寛喜三年（二二三二）三月に高野山へ籠居し、光台院に住して建長元年（二二四九）正月十五日、五十四歳で薨せられたのであるから、高野山で上人が受法したとすれば、上人登山がこれ以前である必要がある。但し、類聚記をはじめ御室側の資料でも、この受法を裏付ける記録は見当らない。

『析負輯』八の南院の条、尊円房頼賢の頃には傍注に「天野一切経会縁起并行勝上人行状記云」として、次のような記事を載せる（統真35・四七二下）。

御室より阿波国所々の庄を宛つべきの旨命ぜらるるの処、辞退し畢る。但し所望のことなきに非ず。高野の天野に一切経を安置せんと欲うに未だ成就せず。御計らいを蒙らんと欲う。仍ち以前南院に安置せらるる一切経（唐本）、人夫百八十余人を以つて送り遣わされ畢る。今、天野一切経会これより始行なり。

更に朱註に「寿永（仁和寺御伝にて私考なり）三年十一月五日、後高野御室道法親王御灌頂の時、止雨法修行の賞なり」とある。同様の伝承は『析負輯』四の五坊寂靜院の条（統真34・二五四下）や『紀伊統風土記』高野山之部学侶方十（同39・二二四六上）にも見えている。即ち寿永三年（一一八四）十一月五日、御室守覚親王が道法親王に灌頂を授くべき所、雨つづきであったため、御室より高野山一心院の行勝上人に命ぜられて止雨法を修せしめ、法験があった。行勝はその賞を辞退して、当時南院に納められていた唐本一切経（※宋版大藏経か）を天野に移し、一切経会を始行したというものである。一切経を天野に移した時期がはっきりしないが、風土記同五（統真38・八五二下）には、一切経会の始行は承元年中（二二〇七―二二二一）といっている。道法親王は寿永三年以後度々高野山へ参詣しており、承元二年正月にも登山しているから、その頃天野一切経会が始められたとすれば、時の南院住持は尊円房頼賢であつ

て、ここに道法親王と尊円房の接触、或いは法流授受の関係が生じるとは予想される。併し、『仁和寺御伝』(群類五)にはこれら
の話は一切見えない。

このように、道法親王とかかわり得る頼賢が高野山南院の尊円房であるとすれば、三宝院御流の血脈に出づる頼賢は意教上人とは
考え難いと言わざるを得ない。先述のように、道助親王を脱落して伝承されたものと推測しても、それを立証することは困難である。

(二) 勝尾の浄月上人

勝尾の浄月という人について、詳しいことは判っていない。この人の法流は立川流である。勿論、邪正混交以前の流であつて、醍
醐本血脈にも仁寛の下、見蓮(定明房/大法師)―覚印(大法師)―覚秀―浄月―頼賢と明記されている。金沢称名寺(横浜市)開山審
海が下野薬師寺の慈猛から伝えた立川流は、この浄月からの相伝であつた(榎田良洪『真言密教成立過程の研究』三四四頁以下)。審海の付
法で同寺二世の剣阿は、立川流の血脈に出ずる浄月を松尾の証月房慶政と混同していた節があつて、『水丁秘口』の包紙内側に「右
九帖秘決、意教上人授本覚法印云、是立川流大事也、松尾浄月上人受之云々」(金沢10・九二下)、又榎田師によれば包紙の表に「松尾
浄月上人被授密嚴長老大事」(前掲三四五頁)と認めてある。この聖教は灌頂に関する秘決を一まとめにしたもので、剣阿の自筆とさ
れている。又、金沢文庫古文書に見えないが、榎田師によれば、立川流の血脈を載せる『舍利具支口伝』という剣阿筆のものに「覚
宗―勝月上人(小侍局・白川法皇衆)、(※「小侍局」の右に「母儀ハマツオ□□」、白川法皇衆)の左に「似見宮名広勝月也」と傍注あり」と
あることが紹介されている(前掲三三八頁)。ここに出ずる覚宗が覚秀の宛字とすれば、勝月上人とあるのはやはり浄月上人を指すこ
とは間違いない。併し、慈猛が審海に授けた立川流の血脈には皆浄月上人とあり、何よりも勝尾寺文書の関係資料によれば、自ら浄
月と名乗っていたことは明白である。

『箕面市史』史料編一(昭和四十二年刊)の「勝尾寺文書」には浄月上人に関する資料が含まれており、上人は摂津国兔原郡本住吉
社(現神戸市東灘区住吉宮町の本住吉神社)社領の領家、即ち在地領主であるらしく、これを自ら建立した勝尾寺東谷の持仏堂に寄進し
た旨が見える(宝治元年八月三十日、本住吉神人百姓等請文案)。又、別の本住吉社領田地を東谷持仏堂へ寄進する置文案には「右件社領者、

予所先祖相伝也(中略)、止住此山練行年旧、爰八旬齡(中略)、仍建立一字持仏堂、安置九品教主尊」等とあり、正嘉二年(二二五八)十一月十六日の日付を見せ消ちし、正元元年(二二五九)五月日と改めている(浄月上人置文案)。本状によつて正嘉二年八十歳とすれば、治承三年(一一七九)頃の生まれとならう。正嘉三年二月十八日の「住吉大神宮祢宜公文兩職補任状案」に領家として袖判を置き、その文書末尾朱書に「故上人所領之条」等とするので、この年(即ち正元元年)中には入滅せられたものらしい。

浄月というのは仮名(房号、字名)であつて実名(諱名)でないかも知れない。智山相承の慈猛流宥範相承印信の「菩提心論秘印」一通の奥には「成就院僧正御房 定恵房 蓮明房 西樹房 理一房 常観房 理智房 浄月房 密ム(※嚴の略字)房 僧都頼尊」等の血脈があり(印信類聚4)、密嚴房は慈猛の仮名であるから、その資鶏足寺頼尊との前後關係を考えると、ここに出ずる浄月房は今謂う所の浄月上人である。これ以前の人々を明らかにすることは難しいが、「成就院僧正御房」が成就院寛助(二〇五八―一二二五)であるとすれば、浄月は広沢方の流も伝承していたことになる。但し、勝尾寺文書に見える印信・文書の署名はすべて「浄月」と記しているから、この印信の「浄月房」は記録者の誤りかも知れない。

浄月の出自・素姓について、広録の仁寛伝(統真33・一四二下)の注には「住勝尾山、後鳥羽院之皇子、母小侍従内侍、歌人」とあり、先の櫛田師の紹介される称名寺剣阿の記録はこれと一致しないが、何れも母が宮中の女官であるらしく、剣阿の記の白河法皇(一〇五三―一二二九)につかえた女官が親であれば時代がやや古く、広録にいう後鳥羽院(一一八〇―一二三九)の皇子であれば意教上人より若いことになり、前述の如く浄月(一二七九?―一二五九?)は後鳥羽院と同年輩なのであるから、何れも可能性は薄い。

浄月については、証談鈔の中でも断片的に語られている。

○証談鈔・本「仁寛事」

(前略)仁寛に法を受け、その後次第に弟々相承、色を付けて云う程に誤り多くありき。浄月房も立河へ伝えたる大事を受けられたり。故意教上人これを受けらる。仰せに云わく、三宝院流に委しからざること、かの浄月上人の大事を受けて後、正流の潤色とやせらるるなり。

○同・末「瑜祇阿闍梨位事」

仰せに云わく、阿闍梨位印明を世中の人は知らず、遍智院より故上人のみ相伝の故に、余方になきことなり云々。これは勝尾の浄月上人の方より相伝せらる。又、第三重一印一明に付いて受けらる口伝、御本の三宝院の大事と同じき間、いよいよかの浄月上人の方をもって正流の潤色とし給うか。

○同・末「先師上人受仁寛流事」

仰せに云わく、浄月上人はかの流の秀人、凡そ又三昧発得とも云うべき人なり。この故に、上人このことを聞き、かの上人の許に於いて仁寛流を相承す。かの浄月上人は勝尾に常住す。時々河内国滝尾にも住せらる。故上人は滝尾止住の時尋ねられたるなり。その路すがらの様、往年夢に見たりしに相似たる由、故上人自ら記し置かる。即ち師主かの書を賢融に読み聞かせられたる。師主、先師上人のことを思出して、依つて滝尾寺へ元亨四年八月のころ、上洛の次いでに参らる。賢融同じく御共申し了る。

河内の滝尾というのは手がかりがない。浄月の立川流が河内に伝えられた形跡はある。『金剛寺文書』(大日本古文書・家わけ7)には嘉暦元年(一二三二)八月二十二日、賢祐という人が快心に授けた印信二通を収めており(二九一―一九三頁)、血脈を存しないが、その「二界伝法大阿闍梨位印」「灌頂最極密印(東 三重)」は全く金沢文庫現存のものと同じである。

意教上人相伝の立川流が金沢文庫の慈猛―審海相承の印信にほぼ同じであることは確認できる。高野山遍照光院には室町初期に嚴海という人の印信を集めた『成賢方諸大事』一冊が所蔵され、その中に永亨七年(一四三五)七月、大和宗福寺長老惠海から相伝した「意教上人流」と標される印信類がある。「二十五通(※実数は二十六通)ノ内」と注される許可(三紙)・伝法(六紙)・秘密灌頂(四紙)・密印灌頂(三紙)・瑜祇灌頂(三紙)・座主相承(二紙)・釈論(五紙)の内、後二包を除く十九通五包は、その殆どが金沢文庫の慈猛のものに同じで、ただ慈猛の伝にあつて今の中になく、今の後二通が慈猛のものにないという異なりはある。本書の宗福寺惠海の相承は成賢方と立川流が混合しているようであるが、立川流は浄月―頼賢―義能―賢誉―忍瑜―亮濟―原初―真誉―実誉―惠海と相伝しているから、後に述べる仏性房義能に始まる義能方につれたものである。本書では義能の資賢誉(覚印房)が伊勢桑名の大福寺

長老であることから、この相承を桑名方と称している。これらの印信により、意教上人が立川流を相伝し、自らも伝授していたことが判明する。

上人が浄月に受法した経緯と時期については、上人自ら語る一節が門弟の記に見える。『阿闍梨位印口伝(私)』一帖(写本、金沢文庫・金剛三昧院に所蔵、↓40)は大納言僧都公然が文永九年(一二七二)七月十六日安養院で受けた口伝を記し、八月三日意教上人の高覧を乞うたもので、その裏書にはその後数日に亘って尋ね聞いた筆記が録されている。

(裏書) 後日に示さる仰せに云わく、このこと伝授の時、先師僧正御坊(※成賢) 仰せに云わく、このこと、伊豆の阿闍梨(※仁寛) 三寶院権僧正(※勝寛) に伝受するの条分明なり、仍ちかの流相承の輩にこのことを相尋ぬるの処、実にこの印信あり、文字少々前後相違のことこれあり、このことを案ずるに、仁寛阿闍梨伊豆下向の剋、書籍一卷も隨身せず、諸尊法並びに印信等の如きは一向胸臆に任せてこれを記す、知んぬ、これも定めてこの義たるか、かの闍梨以外聡敏の人なり、仍ち学する所大略暗に覚悟す云々、予(上人) このことを耳底に留むるの間、先師御入滅の後かの闍梨の流随分伺い習わしむる所なり、果してこの印信を得て校合するの処、故和尚云以後文字少々前後相乱云々

師成賢も仁寛流のことを尋ねたことがあったというから、当時立川流が邪流視されていなかった証拠となるが、この意教上人の自談からは、上人の立川流受法は師成賢の提撕によるもので、その時期が成賢入滅後、即ち寛喜三年(一二三二)以後であることが明らかになる。

ここで、その時期を解く鍵となるのは慈猛の存在である。慈猛については後に詳述するが、鶏足寺側の資料には慈猛は寛元三年(一二四五)頼賢に受法した(上野相憲『慈猛流伝授補口』、続豊山全書8・三九七頁)とし、実際に当時法華山寺に居て、頼賢と同じく覚禪鈔の書写につとめていることが奥書より知られる(後述、↓42・43)。金沢文庫現存の文永元年(一二六四)四月一日に審海に授けた「伝法灌頂紹書」(金沢9・三八上)には「幸随先師浄月上人蒙重々印可得写瓶之誉、後於頼賢阿闍梨所重受具支灌頂印璽」とあり、上人よりの受法は浄月瀉瓶以後と言っているから、意教上人は成賢入滅後の寛喜三年以降寛元三年(一二三二)〜一二四五)までの間に浄月上

人を尋ねて立川流を伝受したことが推定できる。恐らく、面識のあつた慈猛に導かれて浄月の門を叩いたのではなく、浄月に受法する内、門弟の慈猛と知遇したものと考えられる。

浄月からの受法の様子について、詳細は判らないが、先述『成賢方諸大事』意教上人流印信の内「唯授式任耳尋」には「意教上人この大事(※阿闍梨位大事)を余り殊勝に執し思せらるの間、仁寛若しは伝えらるるかと思つて、勝尾の浄月上人に灌頂してこの大事を伝う」というから、本格的な伝授であつた模様である。

五 晩年・授法時代から入滅まで

意教上人の高野登山後、その活動が明らかなのは文永元年から入滅までの間に過ぎないが、殆どは門弟の伝授の記録や奥書類による所である。約十年間、上人は憲静・実融・安賢・公然といった人々に対して、忙しい授法の日々を過ごすことになる。以下、検出できた奥書類を列挙しよう。

○(題未詳) 写(金沢)

[文永元年六月五日、安蓮奥書 ↓26]

28 伝法灌頂三昧耶戒作法 写(金沢11・一九七下)

于時文永二年五月六日下賜法花寺上人之御本書写 同二十三日面受畢

于時弘安元年十月二日以法花寺上人口伝授審海大徳了/憲静

于時永仁八年十一月一日以東寺上人秘決奉受称名寺之方丈畢/源阿/劍阿

この中、「法花寺上人」というのは法華山寺証月上人とする説もあるが、若しそうであれば台密三井流であつて、後世憲静や審海が台密を伝授したことは知られていないから、ここでは意教上人を指すと見做すべきである。建長四年(一二五二)に憲静が寄泉涌

寺勸進比丘として『四分律刪繁補欠行事鈔』を開板した時、証月上人慶政は淨財を喜捨したことが知られており（『泉涌寺史』一〇二頁）、憲静と慶政は面識があつたに違いない。建長二年には意教上人は既に法華山寺を離れていたかも知れないが、憲静がこれ以前から慶政又は法華山寺と関係があり、そこに止住していた上人とも旧知であつたとすれば、今の奥書も理解できよう。

広録の伝えによれば、文永初め頃に関東へ下向したという。若しそうであつたとしても、同三年には高野山に居たことが次の奥書より知られる。

29 興決鈔 一冊 写（金剛三昧院）

（終）此口伝者文永三年之比、於安養院東面受先師上人之時隨聞記之 金剛仏子安賢

30 伝法灌頂紹書 一通 写（同右）

これは文永四年（一二六七）五月十二日、金剛峰寺安養院で実融に授けた伝法灌頂の印信の一部。実物が現存している。

31 四度師伝鈔 四冊 写（個人蔵）

同じ年七月下旬から十二月中旬に至るまで伝授した四度次第の口決を実融が筆録し、上人の校閲を経たもの。四度に関して意教上人の口決を直接記したものが他にないので、本書は意教流四方（慈猛方・願行方・証道方・義能方）すべてで珍重される。

32 三宝院灌頂私記 一卷 写（金剛三昧院、謂わゆる『治承記』）

（奥押紙）或本云、文永五年（戊辰）五月十二日於高野山金剛三昧院賜上人御本書写并校合了、但於画面者賜御本別紙私切入畢

清淨金剛安賢云々

33 伝受集 四帖 写（同右、↓7・35）

（卷四奥）文永五年十月二十三日於高野山金剛三昧院以頼上人御本書写了 バザラブツシアンケン（※原梵字）

34 教授用意 一帖 写（同右、嘉禄元年道教記）

本云、文永六年八月二十九日師主上人御房奉伝受了、同九月一日以御本奉書写了、金剛仏子実一（融）

35 伝受集 四帖 写(同右、↓7・33)

本云、文永六年九月十五日於高野山安養院伝受畢 清浄金剛安賢

これは先出と同本で、この奥書が初めにあり、次に「保延六年十二月六日書了 僧明海」の原奥書、次に7寛喜二年意教上人の奥書、33文永五年安賢書写奥書の順に記されている。この本は書写から伝受まで約一年を隔てているので、或いはこの間上人不在の時期があったかも知れない。

36 具支灌頂儀式 一卷 写(同右)

文永六年十月四日於高野山金剛三昧院賜師主人御本書写了、三度交了、金剛仏子実融

37 当流三重口決 一帖 写(同右)

(終) 文永七年五月 日 金剛仏子実融

38 別尊雜記 存十五卷 最珠写(唐招提寺戒学院『三宝藏古経并聖教題跋集』による)

(金輪奥) 御本云／文永七年六月十五日一交了 頼賢

永仁五―五―十日賜西松橋殿御本書写了／求法資 最珠／交了

唐招提寺にはこの他金輪(6・15)・随求(6・16)・白衣等(6・17)・青頸等(同13)・金剛童子(6・9)・転法輪(7・2)・一字金輪(6・25)・カリテイ(※原梵字)母・裏麩梨・妙見(6・10)・吉祥天(6・25)・請雨経(同8)・大仏頂(6・27)・地天等(6・25)と、無奥書の薬師と都合十五巻が現存する。上人の奥書は何れも交合の日付(前記(一)内数字)で、他人に書写せしめた本を交合したのか、古本に交合を加えたのか、これらの奥書からは判らない。ただ、この一連の本が松橋に伝領されたことは最珠の奥書が物語っている。『醍醐寺新要録』下(醍醐寺文化財研究所編、六七―頁)によると、最珠は竹内法印と呼ばれた松橋の俊誉の付法資で、俊誉は真徹の後松橋の院家を一担管領し、一期の後真徹の資公紹に譲ったことが先掲醍醐寺文書より知られる。

39 金剛頂瑜伽聖位法門経 一帖 実融写(宝寿院、↓9)

文永八年二月十日於高野山金剛三昧院以師主上人御本護摩勤行之間書寫了、偏是為無上菩提也、交合、同三月二十九日於安養院隨上人伝受了

先にも少し触れた(↓3・6・8・9)が、高野山宝寿院には文永八年実融が師意教上人の本を書写した儀軌類、合計三十二点が残されている。ここではすべての奥書を紹介することを避け、実融の書写と上人からの伝授の日付のみを示すことにする(上段が書写、下段が伝授。「↓」は明記していないもの)。

十八会指帰		3	26	(16)	
金剛頂瑜伽聖位法門經	2	10	3	29	(17)
菩提場所説一字頂輪王經(五卷)	2	27	4	26	(18)
金剛壽命陀羅尼經	3	1			(20)
宝篋印經	3	2			(19)
千手千眼觀自在修行儀軌	4	14	8	15	(38)
無量壽如來儀軌	4	18	8	17	(39)
阿閼如來念誦供養法	4	20	8	19	(40)
金剛頂勝初瑜伽普賢菩薩念誦法			8	23	(42)
金剛王菩薩念誦法	4	23	8	25	(43)
普賢金剛薩埵瑜伽念誦儀軌	4	25	8	27	(44)
五秘密儀軌	4	27			(45)
金剛壽命念誦法	4	28			(46)
一字頂輪王瑜伽經			9	2	(47)

如意輪念誦儀軌	6	26	9	8	(49)
大虚空藏菩薩念誦法	6	27	9	9	(50)
瑜伽蓮花部念誦法	6	28	9	11	(51)
觀自在心真言觀行儀軌	6	29	9	12	(52)
甘露軍荼利念誦儀軌	7	3	9	16	(53)
華嚴入法界四十二字觀門	7	4	9	17	(54)
受菩提心戒儀	7	6	9	19	(56)
大乘莊嚴經(三帖)	8	29	11	9 } 23	(65)
文殊五字真言勝相	9	4			(74)
大聖文殊師利仏刹功德莊嚴經(三帖)	9	13	11	30 } 12 } 11	(67)
大随求陀羅尼經(二帖)	10	4			(73)
仏説摩利支天經	10	7			(81)
大聖天歡喜双身毘那夜迦法	11	23	9	4 } 3	(101)
觀自在菩薩如意輪瑜伽	11	25	9	4 } 3	(102)

この他、全く奥書のないものに『大仏頂陀羅尼』(72)・『文殊讚法身礼』(55)・『一字頂輪王念誦儀軌』(48)・『大元帥儀軌』(善無畏訳)の四部がある。因みに、これら経軌の伝授の順序を検べると、全く『御请来目録』の不空訳経に基づいていることが判る。即ち()内はその順番である。とすると、実融はこの一年、専ら金剛三昧院の護摩堂で護摩修行を続けながら、その隙をぬってこれらを写していることが奥書に記されているから、『御请来目録』所載の、後世に謂う録内の儀軌を書写し、かつ伝授を受けていると見てよい。

40阿闍梨位印口伝(私) 一帖 正慶二年写(金沢12・一九六下以下に奥書・裏書をすべて載せている。金剛三昧院にもあり)

(首) 文永九年(壬申) 七月十六日於高野山禪定院之安養院奉伝受畢／仰云是ヲハ名閉眼大事(※以下略)

(奥) 右示給之趣大概如斯、付冥付顕雖多恐憚、為備廢亡聊呈知筆而已／同年八月三日以之備于上人之高覽了、所存更無差之由再三褒美了、即上人染筆令書入因論生論之四字給畢、可謂規模者歟、此記努々々不可散失、能々可如守眼精云々、貴命銘心俯、仍相具印信密納于篋底矣／法眼公然記之

本書には後日認めた裏書があつて重要である。公然については後述する。

41厚大士口伝(私) 一帖 写(金沢10・一六上。金剛三昧院にもあり)

(首) 文永九年(壬申) 八月十三日厚大士等奉伝受之

(奥) 文永九年八月十五日於高野山禪定院之安養院記之(※以下略) 法眼公然記

「厚大士」とは元海の『厚草紙』に説かれる第三重の印明のこと。金沢文庫には同本三部の他又一部あり、それは『第三重印明義口決』と題されている。

翌文永十年(一二七三)十二月七日に意教上人は入寂せられる。七十八歳である。その時の様子が『意教上人御臨終記』という書に詳しく記されているが、誰人の手になるものかは判らない。上人がどこで亡くなったかについては、従来の鎌倉説の他には分明でない。この書の初めに「越前国永徳寺」とあり、先述公然記(↓40)の裏書に「此以下ハ上人越州御下向之剋、上醍醐令參籠之時奉問記之了」の注記があつて、夕間記にも「化度のために北国辺に下向し給いけるか」と言っているから、上人は越前に下向し、永徳寺に逗留中入滅せられたのではなからうか。証談鈔「仏生房相承事」の条には「仰せに云わく、故上人は十二月七日入滅、然るに十月の頃遠行ありしに」と出ているから、この年十月に出立したものらしい。証談鈔には入滅場所について明記していないが、ここでは後に詳しく触れるように、仏生房(仏性房義能)が上人遠行以前に受法が完了していないことを述べているから、意教上人は帰山しなかつたと受け取るべきであらう。

越前下向前に醍醐に立ち寄つたことは公然が明記しているし、証談鈔にも醍醐巡礼のことが記されている。この他の資料にも、醍醐で宝池院定済僧正(一一三〇)〜一二八二に対面したことが物語られている。定済は当時五十四歳、現任の醍醐寺座主であった。

○三宝院院号口決 一卷 写(『石山寺の研究』深密藏聖教篇下・一七上)

(文首) 三宝院被造之時高野意教聖人宝池院前大僧正へ被参入有対面及数尅法談……

(奥書) 于時徳治三年正月 日随聞(朱傍注「了一上人口決云々」) 記之不可有外見、定済

記者定済は醍醐本血脈によると岳西院の大納言法印定耀の資で、正和五年(一二二六)八月七日に伝法灌頂を受けている。徳治三年(一一三〇八)はその八年前であるが、傍注の了一上人とは成合記に意教上人の黒衣の受者として名の挙がる了一房玄清であろうか。とすれば、玄清は上人に随徒して醍醐に立ち寄り、定済との法談を聴聞したのであろう。但し、鷲峰伝来記には先述の公然に「遁世号了一上人」と朱注しているから、公然の仮名である可能性も強い。

○野沢秘聞集上(前掲)

意教上人は高野御退屈の義もありけるか、十二月七日に金剛三昧院より伊勢へ下向ありき。その時の御意には、今日を命日と思ふべしと遺弟へ仰せらるるなり云々。伊勢の慈恩寺に逗留の間に義能と云う人法流を伝受申さる。それより御暇乞にとて清滝へ御参りありて、三七日参籠あり。その間に定済僧正、意教に対談度々なり。如何様の懇切の義ありけるやらん、平生殊の外定済うづたかく花しよくの人にて御入りあれども、関東へ上人下向の時ははるる中途まで門送りし給うなり。人の推に申しけるは、意教不共の大事おわし、相伝あるかと云々。

ここに十二月七日より伊勢下向とあるのと慈恩寺での義能受法というのは疑わしいが、或いは高野で受法の完了しなかつた義能が、上人を追逐して受法を遂げたことが風聞されているのかも知れない。

○三代付法記

宝池院定済、憲深御弟子なり。三宝院炎上の後再興あり。故に醍醐御出での時御覧じて、是非もなく思召して定済に大事を悉く

授け給う。然る間定済、意教上人に遇い奉りいかにも慇懃なり。人々これを見て、定済花職権勢の人なり、加様の礼儀定めて別儀あれと云々。

醍醐三宝院は貞永元年（一二三三）十二月炎上して経藏と門を残すのみとなり、後憲深が坊舎五宇を再建、次の定済の時に漸く旧觀に復することができたという。意教上人はそれを伝聞して立ち寄ったのか、単に上醍醐に参籠しようとした所、門弟公然が自身の直師定済に引き合わせたのか、この時上人が座主定済に何らかの伝授を与えたことは次の書の奥書にも出ている。

○（三）玉菌秘密記 五帖 写（金剛三昧院）

右本五冊八遍知院僧正（※成賢）ノ御作也云々、定済僧正三宝院之時、意教上人随喜感思之有授与云々

意教上人最期の様子を知り得る御臨終記の全文を、訓み下しにして次に紹介しよう。これには入滅前四日間の様子が細かく記され、上足の門弟が何人か随行していたこと、当地で顕密の法談（講義）を行なっていたこと、日々法華経を読誦していたこと、「初心抄」「憶念抄」と題する著述のあったこと、醍醐松橋との何らかの縁が続いていたこと等が判明する。底本は高野山真別処藏本（高野山大学図書館寄託）で、今のところ他に所在が知られない。

意教上人御臨終記（外題、表紙右下方に「隆鎮」）

意教上人御臨終記

越前国永徳寺

文永十年十二月四日未の剋より御不例の氣これあり、小病小悩にして御行法退転なく、禪定に入るが如く頭北面西にして、七日の未の始め御入滅なり。その間、奇瑞これ多しと雖も、要を取ってこれを記せん。

四日の巳の剋より大乘義章の談義あり。

五日の巳の時に門徒中御談義を留めらるべきの由、面々^{いたわ}勞り申す。仰せに云わく、これ最後の談義なり。殊に談義を退轉すべからずと例に遇うて委細なり。聴衆各落涙すと云々。次に法花一部、自余の御所作例の如く、日没に至つて初夜行法、子の剋出堂。その後寢臥し、寅の初めに清面等畢つて御行法これあり。

六日の辰の剋に至つて御出堂。後、上足の門徒を集めて密宗の大綱・自流の秘決、數剋これを談ぜらる。殊に心肝に染む。午の末に至つて談義を止め畢んぬ。聖教等のこと、委細に仰せ置かる。その後、読經・行法等前日の如し。初夜行法の後、有る人を召して仰せられて云わく、初心のために先ず大師御遺誡、次に菩提心論、後に即身義等を談ずべし。最後の遺訓、殊に腹^{はらわた}を斷つ。その後、來生の御生所を問ひ奉る。仰せに云わく、所在決せず。例常^{つねづね}の仰せに云わく、心不生一実の理を証し身六趣四生の岐^{ちまた}に遊び、十界に遍して利益し三途に入つて拔濟せんと云々。次いで人々還り去りにき。且くを経て、諸人に阿毘羅畔欠の真言を滿つべしと進めしめ給う。寅の剋に至つて御夢想あり、大聖文殊・觀音大士、我が所に來至して菩提心を授与し給う。覺めて後、かの印を結びこの真言を誦し、夢中のことを語つて面々に菩提心を進め、並びに文殊五字の呪を唱えしむ。次に端坐して法花經第一・第三卷御読誦す。その次に諸神法樂これあり。次に入道場、禮拜の文、九條錫杖、阿弥陀法、地藏法これを行勤し給う。

次に七日の辰の剋に至つて出堂し御坐す^{ましま}。仰せに云わく、殊に地藏法を行ずることは六道能化の主の故に、かの出で立ちに至心にこれを行ずと云々。巳の時に自草抄(初心抄と名づく)をある人に仰せて文を誦せしめ、自身に談ぜられ、未に至つて畢んぬ。次に諸人に進めて同音に法花經の第三卷を読誦せしめ、終わつて自らかの偈を唱えて曰く、仮使遍法界、斷惡諸衆生、一聞法花經、決定成菩提。次にある人毎朝の所作を問ひ奉れば、一々にこれを答え給う。その後、安坐して理趣經一卷・十重禁を読誦し畢つて、目を閉じ祈念す。次に午の剋に至つて、仏涅槃の如くに頭北面西にして臥し給う。又前の抄を談ぜしめ、最後の法門義理、繁を恐れてこれを略すと。次にある人に仰せて云わく、自草抄(憶念抄と名づく)、この抄は真言の深義なり、一期の所作としてこれを集む、道真房は法器の者なり、この宗に志切なり、仍つてこの抄を道真房に給う、後醍醐山松橋の法衆に伝うべし。

未の時に至って談を止め、法印を結び禪定に入るが如くして円寂に入り給い畢んぬ。奇儀常に越え、煙氣数剋を経と云々。

御年七十八

御日所作日記

九條錫杖 理趣經

法華經一部（先師のおんため）

阿弥陀經六卷（六道衆生のため）

又三卷（御信施のため）

仁王經一部（国家安穩のため）

天文十六年（戊申）三月七日、常州伏筭村文殊院の閑居に於いてこれを書す 宥加七十歳

同年五月十三日、常州より到来す、金剛三昧院長老御房かの記御所望の由仰せられ候分け、小松寺御物語に候、誠に御所持なく候わば、尋ね御申し進ぜらるべく候、祖師御奉公たるべく候

私にこれを勤うるに、文永十年より天文十七年に至るまで二百七十五年なり。時に住持良識（六十七歳）

文化十四丁丑年秋九月、意教方伝授の砌、これを書写せしむ 讃岐金比羅山金光院 権律師宥怡（春秋三十二）

（以上）

〈キーワード〉 意教、頼賢、三宝院流、法華山寺